

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書を部分開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 30 年 11 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「平成〇〇年〇月〇日、パトカー〇〇-〇〇の勤務日誌」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、広島東警察署地域課の保有する同課機動警ら係の警ら用無線自動車（車両番号：広島〇〇〇 〇 〇〇〇〇号）に乘車し勤務する勤務員の「平成〇〇年〇月〇日付けの勤務日誌（警ら用無線自動車用）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、別表に掲げる不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示として行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 11 月 19 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 11 月 28 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示しない理由は、適用条項は、条例第 10 条第 2 項該当（個人情報）、条例第 10 条第 4 号該当（犯罪の予防、捜査等の情報）、条例第 10 条第 6 号該当（行政執行情報）との回答を得たが、審査請求人が求めている内容は、これらの適用条項に抵触しないものであるから開示すべきである。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った

理由は、おおむね次のとおりである。

1 勤務日誌について

勤務日誌は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成5年広島県警察本部訓令第13号。以下「運営訓令」という。）に基づき、地域警察官が毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものである。

2 不開示とした理由について

(1) 条例第10条第2号（個人情報）該当性

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影

警察官の氏名及び印影は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当する。広島県警察では、慣行として、警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしているが、本件対象文書において不開示としているのは、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影であり、条例第10条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当しない。

イ 取扱事項欄及び記事欄のうち不開示とした部分

当該警察官が取り扱った事案の事案名、発生場所及び処理結果に関する情報が記載されており、これら情報は、当該事案の通報者又は事案関係者の個人に関する情報であって、条例第10条第2号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報に該当する。

(2) 条例第10条第4号（公共安全情報）該当性

ア 勤務指定欄、走行距離欄、検挙欄、活動実績欄、現場活動欄及び活動区分欄のうち不開示とした部分並びに取扱事項欄及び記事欄のうち不開示とした部分

勤務指定欄には、警ら用無線自動車の勤務体制が、走行距離欄、検挙欄、活動実績欄及び現場活動欄には、警ら用無線自動車の活動実態が、活動区分には、定められた勤務計画及び実際の勤務状況が、それぞれ記載されており、これらを公にすることとなると、不法行為を企図する者等の反社会勢力が、こうした情報の収集、分析を行うことにより、広島東警察署の地域警察官の勤務体制並びに警ら用無線自動車の動向及び警戒態勢の強弱の傾向が推測され、警察の捜査、取締り等を免れるために悪用されるおそれが認められる。

また、取扱事項欄及び記事欄には、事案名、発生場所及び処理結果が記載されており、これらの情報は、警察が認知、判断等をした具体的な捜査情報であることから、公にすると、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、反社会勢力が捜査、取締り等を免れるために悪用するおそれが認められる。

以上のことから、これらの不開示部分は、条例第10条第4号の不開示情報に該当する。

(3) 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性

ア 取扱事項欄及び記事欄のうち不開示とした部分

取扱事項欄及び記事欄には、地域警察活動において取り扱った具体的な事案に関する事案名、発生場所及び処理結果に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することとなると、警察への通報を躊躇する、事案への協力を得られなくなるなど、正確な事実の把握が困難となり、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号に該当する。

3 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「開示しない理由は、適用条項は、条例第10条第2項該当（個人情報）、条例第10条第4号該当（犯罪の予防、捜査等の情報）、条例第10条第6号該当（行政執行情報）との回答を得たが、審査請求人が求めている内容は、これらの適用条項に抵触しないものであるから、開示すべきである。」と主張するが、本件不開示部分については、条例第10条第2号、第4号及び第6号に規定された不開示情報であることから、開示することができない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関における平成〇〇年〇〇月〇日付けの「パトカー〇〇-〇〇」の勤務日誌の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、本件不開示部分を不開示とする行政文書部分開示決定を行ったものである。

なお、本件対象文書は、運営訓令に基づき、地域警察官が勤務箇所に応じて、所定の様式に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものであり、その様式は、運営訓令とともに実施機関のホームページに掲載されている。

これに対して、審査請求人は、実施機関が開示しない理由は、適用条項は、条例第10条第2号該当（個人情報）、条例第10条第4号該当（犯罪の予防、捜査等の情報）、条例第10条第6号該当（行政執行情報）との回答を得たが、審査請求人が求めている内容は、これらの適用条項に抵触しないものであるから開示すべきであると主張していることから、本件不開示部分について不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影が記載されている欄について、実施機関は、これらの情報は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書各号に該当しないことから、公にすることにより、当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるため、同号により不開示としたと主張する。

条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を

不開示情報としているが、同号ただし書で例外的に公にするものとして、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。

警察官の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に、条例第10条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に当たるとどうかが問題となるが、実施機関では慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしており、本件対象文書を見分したところ、本欄に記載された警察官は全て警部補以下の階級にある者であるから、同号ただし書イには該当しない。

以上から、本欄の氏名及び印影は条例第10条第2号本文の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第10条第4号の不開示情報該当性について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている行政文書を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、社会秩序の維持一般を目的として、犯罪の発生を予防することをいう。

また、「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査活動等のほかに、これらには該当しないが、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な警察活動で、社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除くことをいう。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

実施機関は、勤務指定欄、走行距離欄、検挙欄、活動実績欄、現場活動欄、取扱事項欄、記事欄及び活動区分欄の情報が条例第10条第4号の不開示情報に該当するものとして不開示としていることから、以下、その当否を検討する。

ア 勤務指定欄について

本欄には、警ら用無線自動車の勤務体制が記載されており、実施機関は、本欄を公にすると、不法行為を企図する者等の反社会勢力が、こうした情報の収集、分析を行うことにより、広島東警察署の地域警察官の勤務体制並びに警ら用無線自動車の動向及び警戒態勢の強弱の傾向が推測され、警察の捜査、取締り等を免

れるために悪用されるおそれが認められるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

諮問実施機関に確認したところ、本欄には警ら用無線自動車で活動する警察官の勤務パターンが記載されているということであり、これらの情報を公にすると、反社会勢力が当該情報を収集することにより、例えば、休憩や待機等の街頭活動をしていない時間帯を伺い知ることができるようになり、警戒体制の弱い時間帯及び管轄を狙って違法行為を行うことが可能になるなど、警察官の勤務体制、ひいては警ら用無線自動車の動向や警戒態勢の強弱の傾向が推測され、警察の捜査及び取締り等を免れるために悪用されるおそれがあることは否定できない。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 走行距離欄について

本欄には、使用した警ら用無線自動車の活動実態が記載されており、諮問実施機関は、本欄を公にすると、不法行為を企図する者等の反社会勢力が、こうした情報の収集、分析を行うことにより、広島東警察署の地域警察官の勤務体制並びに警ら用無線自動車の動向及び警戒態勢の強弱の傾向が推測され、警察の捜査、取締り等を免れるために悪用されるおそれが認められるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

確かに、本欄には、使用した警ら用無線自動車の走行前後のメーターの距離数及び走行距離が記載されており、これらの情報を収集することにより、警ら用無線自動車の活動範囲の広狭や活動能力が推察され、その結果、警察の警ら活動の特性を明らかにすることが可能になると考えられる。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

ウ 検挙欄、活動実績欄及び現場活動欄について

検挙欄、活動実績欄及び現場活動欄には、警ら用無線自動車の活動実態が記載されており、また、これらの欄の下段にある活動補足欄は、諮問実施機関に確認したところ、検挙欄、活動実績欄及び現場活動欄の内訳が記載されており、検挙欄、活動実績欄及び現場活動欄と一体のものであるとのことであった。

実施機関は、これらを公にすることとなると、不法行為を企図する者等の反社会勢力が、こうした情報の収集、分析を行うことにより、広島東警察署の地域警察官の勤務体制並びに警ら用無線自動車の動向及び警戒態勢の強弱の傾向が推測され、警察の捜査、取締り等を免れるために悪用されるおそれが認められるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

本欄を見分したところ、本欄には、様式の項目（刑法犯、道交法違反等の「検挙」、各種照会等の「活動実績」、110番等の「現場活動」）ごとに処理件数が記載されており、記載内容自体は処理した件数にすぎないものであるが、細かい事項ごとに記入されていることから、当該警ら用無線自動車を用いて何を重点として活動しているかが明らかになり、また、これらの情報を多数集約することにより、警ら用無線自動車ごとの役割分担や日ごとの警ら計画、活動能力等についても推察することが可能になると考えられる。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

エ 取扱事項欄及び記事欄について

(ア) これらの欄には、事案名、発生場所及び処理結果が記載されており、実施機関は、これらの情報は、警察が認知、判断等をした具体的な捜査情報であることから、公にすると、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、反社会勢力が捜査、取締まり等を免れるために悪用するおそれが認められるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

確かに、これらの欄の記載内容を公にすると、警察が特定の事案に関して保有している情報が判明することとなり、警察の情報収集活動の実態が明らかとなる。

また、特定事案の認知情報を公にすると、逃走や新たな証拠隠滅等がなされ、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

なお、事案名及び発生場所は、犯罪被害防止の観点から開示する余地がないか、諮問実施機関を通じて実施機関に確認したところ、警察本部・各警察署では、広島県警察ホームページの「犯罪発生マップ」等により、身近な犯罪（窃盗・ちかん・不審者など）の被害防止を広く呼び掛けており、このような別の手段により地域住民が犯罪情報を把握することが可能である。

(イ) 実施機関は、これらの欄に記載された、当該警察官が取り扱った事案の事案名、発生場所及び処理結果に関する情報は、当該事案の通報者又は事案関係者の個人に関する情報であって、条例第10条第2号の不開示情報に該当する旨、また、これらの欄に記載された、地域警察活動において取り扱った具体的な事案に関する事案名、発生場所及び処理結果に関する情報は、同条第6号の不開示情報にも該当する旨説明するが、上記のとおり、同条第4号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第2号及び第6号の不開示情報該当性について

て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 活動区分欄について

本欄には定められた勤務計画及び実際の勤務状況が記載されており、実施機関は、これらを公にすると、不法行為を企図する者等の反社会勢力が、こうした情報の収集、分析を行うことにより、広島東警察署の地域警察官の勤務体制並びに警ら用無線自動車の動向及び警戒態勢の強弱の傾向が推測され、警察の捜査、取締り等を免れるために悪用されるおそれが認められるとして、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると主張する。

確かに、本欄を見分すると、どのような活動を何時から何時まで行ったかが表形式で記載されているため、休憩等で活動が手薄となる時間帯が一目瞭然であり、こうした情報は、犯罪を行おうとする者にとって有益な情報となり得る。

そうすると、本欄の記載内容については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると言い得る。

したがって、本欄の記載内容は、条例第10条第4号の不開示情報に該当すると認められる。

(3) 小括

以上のことから、本件不開示部分は条例第10条第2号及び第4号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

本件処分において実施機関が不開示とした部分及びその理由

不開示とした部分	不開示理由（適用条文）
警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影	<p>特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないことから、これを開示することとなると当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるため (条例第10条第2号(個人情報)該当)</p>
勤務指定欄，走行距離欄，検挙欄，活動実績欄，現場活動欄及び活動区分欄のうち不開示とした部分	<p>特定日の特定車両の勤務形態，活動実績に関する情報であり，開示することとなると犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第4号(犯罪の予防，捜査等情報)該当)</p>
取扱事項欄及び記事欄のうち不開示とした部分	<p>特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないことから、これを開示することとなると、当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるため (条例第10条第2号(個人情報)該当)</p> <p>特定日の特定車両の対応事案及び勤務内容に関する情報であり，開示することとなると犯罪の予防及び捜査等の公共の安全と秩序の維持並びに地域警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第4号(犯罪の予防，捜査等情報)該当) (条例第10条第6号(行政執行情報)該当)</p>

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31. 3. 7	・ 諮問を受けた。
令和元. 9. 20 (令和元年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
令和元. 10. 25 (令和元年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授